

別紙

諮問第1656号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日、〇〇したとして同年〇月〇日までに〇〇された〇立小学校教諭に関する採用から本日までの出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークに関する公文書・辞令（当該事案発覚後に辞職した場合、辞職願と辞職についての意思決定の経緯等についての公文書を含む。）（いずれもその正式名称を問わない）の一切。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年7月12日付けで行った本件一部開示決定及び非開示決定のうち、本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として「発令通知書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。また、「出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークに関する公文書」及び「辞職願と辞職についての意思決定の経緯等についての公文書」については不存在を理由とする非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年11月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年1月5日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月31日（第241回第一部会）から同年12月19日（第243回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

区市町村立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定に従い、校長は状況報告書を作成し、その報告を受けた区市町村教育委員会は、任命権者に報告する必要があると判断したものについて、実施機関である東京都教育委員会へ報告を行う。実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

イ 処分の公表について

実施機関は、主な非行事例について懲戒処分の基準を示すことにより、教職員の更なる自覚を促し、服務事故の防止を徹底することを目的として、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け。以下「処分公表基準」という。）に基づき、懲戒処分に係る事案を公表することとしている。処分公表基準では、公表する処分の内容及び方法が具体的に定められており、原則として、懲戒免職の場合には、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表するが、被処分者の氏名等を公表することにより被害者が特定される可能性がある事案については、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

ウ 本件一部開示決定について

本件開示請求は、教職員の非違行為による服務事故（以下「本件服務事故」という。）の日付及び内容を指定し、当該教職員に関する採用から開示請求日までの間の出勤簿

等の開示を求めたものである。実施機関は、当該教職員の免職に係る発令通知書を本件対象公文書として特定し、「氏名」、「所属」及び「発令内容」（東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。）の各欄（以下「本件非開示情報」という。）について条例7条2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書において、「一部開示決定通知書備考欄には『対象公文書は、採用から本日までの辞令に対応する。』とあるが、開示された辞令は当該教諭の免職に関する1通のみである。採用から免職までの辞令がこの1通のみということはありません（これ以外の辞令についての非開示決定もされていない。）。」、「当該教諭が〇〇されたことは当時氏名を含めて報道されていて、（中略）よって、当該教諭の〇〇の事実に関して考慮して対象公文書の特定をし直した上で、特に〇〇の事実や当該教諭の氏名とそれに付随する情報は開示すべきである。」と主張している。

そこで、審査会は、本件一部開示決定における本件対象公文書の特定の妥当性及び本件非開示情報の非開示の妥当性について審議するものとする。

エ 本件対象公文書の特定の妥当性について

実施機関の説明によると、本件服務事故を起こした教職員（以下「本件教職員」という。）は懲戒免職処分としており、「辞令」に該当する文書として免職に係る発令通知書が存在することから本件対象公文書として特定したが、採用発令通知書は実施機関において保有しておらず、また、採用から免職までの間に異動がなかったため異動発令通知書は作成していないとのことである。

審査会が実施機関に対し、教職員の採用発令通知書の作成、保管等の状況を更に確認したところ、区市町村立学校に勤務する教職員については、任命権者である実施機関が作成の委託契約を行い、1件につき3通ずつ作成された発令通知書が納品された後、その全てを発令対象の教職員が所属する区市町村教育委員会へ送付しており、実施機関が写しを保管する運用とはなっていないこと、3通の発令通知書は発令対象の教職員、当該教職員が所属する学校及び区市町村教育委員会がそれぞれ保管するとの説明があり、このことは委託契約の仕様書等から確認することができた。また、本件服務事故に係る報告、処分等の決定に至る公文書中に本件教職員の採用発令通知書の写しが存在しないこと、さらに、本件教職員は採用から免職までの間に異動がなかつ

たことも審査会が審査会事務局を通じて確認した。

なお、本件一部開示決定通知書の備考欄に「対象公文書は、採用から本日までの辞令に対応する。」と記載したことについて、実施機関は、発令通知書は免職に係るもののみであり、採用及び異動に係るものは存在しないことを説明する意図であったと主張するが、開示請求に係る文書の不存在の通知については非開示決定通知書により行うべきであった。

以上の検討を踏まえると、「辞令」に該当する文書は免職に係る発令通知書のみであるとの実施機関の説明には不自然、不合理な点はないと認められるところであり、本件一部開示決定通知書の備考欄の記載は適切ではなかったものの、本件一部開示決定において本件対象公文書を特定したことは、結果として妥当である。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件非開示情報は、本件教職員に対し交付された免職に係る発令通知書に記載された本件教職員の氏名、所属及び本件教職員に対する発令内容欄のうち個人に関する情報が記載された部分である。これらは、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、本件非開示情報は、懲戒処分という職員個人の身分取扱いに係る情報に含まれる特定の個人を識別することができる情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書には該当しない。また、実施機関の説明によると、本件服務事故に係る処分の公表において、事故者である本件教職員の氏名及び学校名については、被害者が特定される可能性及び被害者の人権に配慮した結果、公表しなかったとのことであるから、同号ただし書に該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書口にも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環